

2024年度下半期

(単位：件)

		医療保険 がん保険	その他 (注)	合計
お支払い件数		225	152	377
お支払対象とならなかった件数	詐欺取消・詐欺無効			
	告知義務違反解除			
	通知義務違反解除			
	重大事由解除			
	支払事由非該当	10	50	60
	免責事由該当	0	6	6
合計		10	56	66

(注) その他とは、医療費用保険、所得補償保険、介護保険等のことをいいます。

半期毎の時系列推移表

		お支払い件数	お支払対象とならなかった件数
2008年度	下半期	373	22
2009年度	上半期	420	24
	下半期	410	17
2010年度	上半期	390	11
	下半期	379	17
2011年度	上半期	328	17
	下半期	350	29
2012年度	上半期	372	17
	下半期	328	8
2013年度	上半期	293	18
	下半期	262	11
2014年度	上半期	266	17
	下半期	262	16
2015年度	上半期	279	9
	下半期	286	23
2016年度	上半期	249	24
	下半期	269	32
2017年度	上半期	272	32
	下半期	307	22
2018年度	上半期	238	21
	下半期	247	16
2019年度	上半期	251	33
	下半期	269	30
2020年度	上半期	243	24
	下半期	260	28
2021年度	上半期	248	16
	下半期	310	32
2022年度	上半期	542	30
	下半期	416	48
2023年度	上半期	343	38
	下半期	375	42
2024年度	上半期	346	64
	下半期	377	66

用語の解説

用 語	解 説
詐欺取消・詐欺無効	保険契約の締結に際して保険契約者、被保険者または保険金受取人等に詐欺行為があり、契約が取消または無効となったため、保険金のお支払対象とならなかった件数です。
告知義務違反解除	保険契約の締結に際して、保険契約者、被保険者の故意または重大な過失によって、告知いただいた内容が事実と異なり、契約が解除となったため、保険金のお支払対象とならなかった件数です。
通知義務違反解除	重複する保険契約の通知を保険契約者、被保険者からいだけなかったことにより、契約が解除となったため、保険金のお支払対象とならなかった件数です。
重大事由解除	契約者、被保険者または保険金受取人が保険金を詐取する目的で事故を起こすなどの事由により、保険契約が解除となったため、保険金のお支払対象とならなかった件数です。
支払事由非該当	責任開始日前の発病など、保険約款に定められた保険金のお支払事由に該当しなかったため、保険金のお支払対象とならなかった件数です。
免責事由該当	被保険者の故意など、保険約款に定められた保険金を支払わない事由に該当するため、保険金のお支払対象とならなかった件数です。